

酒田市長 矢口 明子 様

酒田市監査委員 大石 薫
(公 印 省 略)
酒田市監査委員 高橋 千代夫
(公 印 省 略)

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所属部局		
日和山交流観光 拠点施設	株式会社 平田牧場	地域創生部 交流観光課	5月22日～ 7月29日	6月21日

2 監査の範囲

令和5年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

指摘事項

(1) 業務報告書の提出について（株式会社平田牧場、地域創生部交流観光課）

酒田市日和山交流観光拠点施設の管理に関する包括協定(以下「包括協定」という。)第23条では、指定管理者は毎月終了後10日をめどに業務報告書(指定管理業務の実施状況、施設の利用状況など)を市長に提出しなければならないとしているが、令和3年4月1日に指定されてから、令和5年度末まで一度も提出していなかった。

指定管理者は包括協定にのっとり業務報告書を適正に提出すること。

市は業務報告書の提出を求め、指定管理業務の状況を確認すること。

(2) 管理口座の設定及び区分経費の整理について（株式会社平田牧場、地域創生部交流観光課）

包括協定第31条及び酒田市日和山交流観光拠点施設の指定管理者の管理運営に関する仕様書(以下「仕様書」という。)第5(5)では、支出及び収入を適切に管理することを目的として、指定管理業務に固有の銀行口座を開設し、その適切な運用を図るものと規定されているが、指定管理者は専用口座を開設していなかった。そのため、指定管理施設の管理に係る部分の現金出納簿が確認できず、収支決算書に誤りがないか確認できなかった。

指定管理者は包括協定及び仕様書第5(5)にのっとり、指定管理業務の実施に係る支出及び収入は、専用口座で適正に管理すること。

市は、収支決算書が正確であることを証憑により確認し、必要な指導助言を行うこと。

(3) モニタリングによる分析・検証について（地域創生部交流観光課）

モニタリングについては、酒田市指定管理者制度事務取扱基準(令和5年3月一部改定)(以下「事務取扱基準」という。)に基づき、サービスの向上や管理運営の状況を監督するため、市と指定管理者とで指定管理業務に関する意見交換や諸課題への協議を「連絡会議」として、年2回以上実施することになっている。しかし、年2回実施した連絡会議報告書はあるものの、業務の履行状況の確認が不十分であり、指導助言が必要な事項があったにも関わらず、適切な指導が行われた記録がなかった。

モニタリングの目的を再確認するとともに、事務取扱基準にのっとり適正に行うこと。